舞鶴市監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定により、監査基準に関する規程に準拠して監査を実施したので、その結果及び措置状況について下記のとおり公表する。

令和6年11月19日

舞鶴市監査委員　今西　克己

舞鶴市監査委員　瀬野　淳郎

記

１　監査の対象（令和5年度事業に係る財務）

(1) 指定管理事業　赤れんがパーク2号棟等
　指定管理者　　株式会社ウッディーハウス
　所管課　　観光振興課

(2) 指定管理及び補助事業　商工観光センター、商工会議所連携推進事業費補助金
　指定管理者等　舞鶴商工会議所
　所管課　　産業活力課

２　監査の着眼点

補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が、団体に対して指導監督を適切に行っているかどうかを着眼点として実施した。

３　監査の主な実施内容

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに関係する市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

４　監査の実施場所及び日程

(1)　実施場所　監査委員事務局等

(2)　日　　程　令和6年9月13日から11月14日まで(指定管理)
　　令和6年9月13日から11月8日まで(指定管理及び補助)

５　監査の意見及び結果

(1)　意見

①　指定管理事業（赤れんがパーク２号棟等）

公の施設は市民の福祉の増進を図るための施設であり、その指定管理者は市に代わり条例に基づき施設の維持、財務を管理する公共性の高い業務を執行する。

財務に関して、正確な報告や確認が十分でなく、観光振興課は協定を整理して、法令や協定に基づく確認、指示をされたい。

②　指定管理事業及び補助金(商工観光センター､商工会議所連携推進事業費補助金)

指定管理者等により概ね適切に実施、確認されていた。

(2)　結果

次の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

財政援助団体等監査　結果報告書兼措置状況通知書

・監査対象　　赤れんがパーク2号棟等
・監査期間　　令和6年9月13日～11月14日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
公の施設は市民の福祉の増進を図るための施設で、その指定管理者は地方自治法の定めにより市議会の議決を経て決定される。 指定管理者は、市に代わって条例等に基づき施設の維持や財務を管理するが、この業務は単なる委託事業でなくより公共性の高い指定管理業務である。 財務に関して、以下のとおり正確な報告や十分な確認等ができておらず、観光振興課は業務の重要性を認識し、協定を整理して、組織として法令や協定に基づく確認、指示をされたい。 〇維持管理業務 （１）２号棟については、平成６年度に開館し３０年が経過している。同棟２階の舞鶴市のあゆみのコーナーは、経年により機器の故障、表示の誤表記等が見られる。貴重な展示もあり、他の施設との関連性なども併せて、より魅力的な施設となるよう検討願う。 （２）指定管理者と賃借者の契約により、同棟の一部を貸付しているが、地方自治法に基づく公の施設の目的外の使用許可又は貸付は市の責務であり、都市公園条例に定める指定管理者の行う３項目の業務には当たらないと思料する。契約方法等を改善されたい。 （３）協定書の管理備品と観光振興課の備品台帳に整合性が見られない。赤れんがパークについては、長期に備品等の管理委託を指定管理者へ行っており、将来にわたって市職員も管理するため、備品台帳等に適切に記録されたい。また、協定書に未記載の備品等は管理の対象とならない可能性があるので、増加分も含め協定書に追加などされたい。	（１）機器の修理や誤表記の是正を行い、より魅力的な施設となるよう努めてまいります。 （２）貸付部分については、指定管理者と賃借者とも協議し、適正な契約となるよう見直してまいります。 （３）備品の再確認を行い、備品台帳に適切に記録してまいります。
〇協定書 （１）年度協定書には、指定管理施設（２号棟等）と公募対象公園施設（３号棟から５号棟等）の２種類の施設について記載があり、規定内容は両施設に対して同じであるが、報告実態は違う。根拠法令や趣旨の違う公募対象公園施設については、規定の一部を変更するなど整理し、委託内容に即した協定書となるよう改正し、よりPARK-PFI制度が活きるよう願う。 （２）基本協定書等には、指定管理業務の執行に係る帳票を整備し、収支について独立した会計帳簿書類や専用の口座を設けるなど、経理状況を明らかにし適正に管理する旨の定めがある。 収入について、帳簿として売上帳があったものの利用料金の総額を網羅したものでなく、その他の収入についても帳簿や伝票は見当たらなかった。 支出についても伝票制をとっておらず、科目の集計はあるものの帳簿と言える書類は見当たらない。現金出納帳も、独立したも	（１）委託内容に即したものとなるよう、年度協定書の規定内容を見直し、改正してまいります。 （２）経理の状況について再確認し、会計帳簿書類や管理口座の開設も併せて、適正に管理が出来るよう指示致しました。

<table>
<tr><td>のでなく網羅性はない。
　経理の状況について再確認し、管理口座の開設も併せて指定管理者に指示されたい。（詳細は年度評価表及び事業報告書に記載）</td><td></td></tr>
<tr><td>○年度評価表及び事業報告書
　令和５年度の指定管理事業の収支状況は、年度評価表（事業報告書数値）から次のとおりである。

<table>
<tr><th>収入</th><th>支出</th><th>収入</th><th>支出</th></tr>
<tr><td>利用料金</td><td>3,655,830</td><td>利用料金</td><td>3,655,830</td></tr>
<tr><td>事業収入</td><td>3,879,700</td><td>事業収入</td><td>3,879,700</td></tr>
<tr><td>指定管理料</td><td>35,587,000</td><td>指定管理料</td><td>35,587,000</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他</td><td>2,168,192</td></tr>
<tr><td>計</td><td>43,122,530</td><td>計</td><td>40,333,536</td></tr>
</table>

（１）計画・報告等について、消費税税抜や税込の書類が見受けられる。都市公園条例の赤れんが施設利用料金や一般会計が税込であることから、計画・報告等の金額は全て税込の金額となるよう、指定管理者に要請されたい。

（２）収入について
①利用料金3,655,830円は、月次報告書の集計3,626,950円と差異があり、売上帳の合計とも違う。利用料金収入額を確認されたい。
②事業収入3,879,700円について、内容は賃貸料及びレンタサイクル収入の3,957,825円であり根拠資料と整合性が見られない。また、市から委託事業として、艦これ委託料1,250,700円とカレーフェスタ委託料1,100,000円が指定管理者に支出され、月次報告書や支出実績には計上されているが、収入実績には未計上であり、公募対象公園施設分と按分が必要である。
　自主事業の収入についても、伝票・帳簿を作成し、網羅性のある報告を受け確認されたい。

（３）支出について
①人件費については四捨五入等があり不明瞭であるものの、計数を確認できた。それ以外の旅費、燃料費等々の各科目の金額については、いずれも根拠資料と一致しない。事業報告書については年度の総括をするものであり、帳簿の作成を指示しその合計と事業報告書を確認されたい。
②清掃委託料等の経常的で金額が大きなものについては、支出を按分するなど、財務のルールを指定管理者と協議されたい。
③科目誤りや請求書等の見当たらないものがあった。伝票制度をとるよう指示されたい。

（４）事業報告書の利用者数について、月次報告書の集計と差異がある。月次報告書、日報の書類を確認されたい。</td><td>（１）計画・報告等の金額については、全て税込の金額とするよう、指定管理者に指示致しました。

（２）①②利用料金収入、事業収入、自主事業収入について根拠資料を再度確認し、正しい金額に訂正致しました。

（３）①根拠資料に基づき各合計額を確認し、新たな帳簿の作成を指示致しました。
②PARK-PFI部分と指定管理部分の財務ルールを指定管理者と協議致します。
③伝票制度を採用するよう指示致しました。

（４）事業報告書の利用者数と月次報告書の集計の差異について確認し、正しい人数に訂正致しました。</td></tr>
</table>

・監査対象　　商工観光センター及び商工会議所連携推進事業費補助金
・監査期間　　令和6年9月13日～　11月8日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○収入計算書 　収入計算書と、添付されている日計売上精算及び累計売上精算の金額が異なる。	物販手数料分の根拠となる資料が添付されていませんでしたので、添付しました。
○出金伝票 　金額の根拠となる書類が添付されていないものが見受けられる。	金額の根拠となる書類が添付されていないものについては、確認のうえ添付しました。
○補助金に係る消費税仕入れ控除税額 　交付要綱において、補助金に係る消費税仕入控除税額の定め等一部対応されていない箇所があるため、交付要綱を整理し適正な事務処理をされたい。	消費税仕入控除税額の定め等対応できてない箇所については整理し、交付要綱の改正を行いました。